

東京都食品安全推進計画改定の考え方について(福祉保健局)

これまでの食品安全推進計画の特徴

食品安全条例第7条に基づき策定
生産から消費に至る食品安全施策の全体像を示したもの(基本的プラン・50施策)
そのうち重点的・優先的に取り組む事項を11の戦略的プランとして位置づけ
適切な進行管理を行うために、検証方法を明記

現計画の11の戦略的プラン

食品の安全確保を促進する

- 1 東京都自主管理認証制度の充実
- 2 東京都生産情報提供食品事業者登録制度の促進

健康への悪影響の芽をキャッチし、安全を先取りする

- 3 情報収集、分析、評価と施策への反映
- 4 全庁的な危機管理体制の強化
- 5 輸入食品の安全対策の充実
- 6 農産物の生産段階での指導充実
- 7 農薬ポジティブリスト化に対応した検査体制の整備
- 8 「健康食品」対策の推進

安全をみんなで考え安心を育む

- 9 情報共有化の観点から「適正な食品表示」の推進
- 10 食の安全に関する食育の推進
- 11 リスクコミュニケーションの推進

現計画策定以降の食にまつわる事件事故

食品への毒物混入事件の発生
輸入冷凍餃子等による健康被害の発生

想定し得ない事例の発生
食品に工業原料であるメラミンを不正に添加する事例の発生

公益通報者保護法施行による
内部告発の増加
事故米の不正流通、表示偽装の多発

インターネット福祉保健局モニターアンケート結果
(平成20年7月実施)

- ・食の安全に関心を持っている人 97.4%
 - ・食の安全について、どこから情報を得ているか
- 第1位 新聞
 - 第2位 テレビ・ラジオのニュース
 - 第3位 テレビ・ラジオの情報番組

計画改定にむけ、新たな要素を盛り込むことが重要